

星田北二丁目地区地区計画(地区整備計画)概要

地区計画		星田北二丁目地区
地区整備計画により追加される建築物等に関する制限	建築物等の用途	次の各号に掲げる建築物以外を建築してはならない。(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に該当する営業に関するものに該当しない建築物であること。) (1)物品販売業を営む店舗(専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うものを除く。畜舎を設ける場合にあっては、ペットショップに附属するものに限る。)又は飲食店 (2)銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗 (3)理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗(畜舎を設ける場合にあっては、動物病院又はペット美容院に附属するものに限る。) (4)学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設 (5)事務所(汚物運搬用自動車、危険物運搬用自動車その他これらに類する自動車で国土交通大臣の指定するものための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するものを除く。) (6)図書館、博物館、集会場、巡査派出所 (7)診療所、公衆浴場(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項第1号に該当する営業(以下この表において「個室付浴場業」という。)に係るものを除く。)、保育所 (8)バス停留所の上家 (9)自動車車庫 (10)ガソリンスタンド(地下貯蔵に限る。) (11)原動機を使用する自動車修理工場(作業場の床面積が300㎡以下のものに限る。) (12)前各号の建築物に附属するもの(建築基準法施行令第130条の5に定めるものを除く。)
	容積率の最高限度	200%
	建築物の建ぺい率の最高限度	60%
	敷地面積の最低限度	500㎡
	外壁等の位置	建築物の壁若しくはこれに代わる柱(以下「外壁等」という。)の面から敷地境界線までの距離の最低限度は、1mとする。 1階部分の外壁等の面から前面道路境界までの距離の最低限度は1.5mとする。
	高さの最高限度	15m
	形態、意匠	屋根、外壁等の色彩は、良好な住環境にふさわしい落ち着いた色合いのものとし、看板、広告板についても周辺の環境を損なわないものとする。
	緑化率の最低限度	20%
	かき、さく の構、造	かき又はさくを設置する場合は、透視可能(生垣あるいはネットフェンス、鉄柵等)なものとし、ブロック塀、その他これらに類するものは築造してはならない。ただし、次の各号に掲げるものについてはこの限りではない。 (1)高さ0.6m以下のもの (2)門 (3)門の袖で、その長さが2.0m以下のもの
	地区施設	1. 地区施設公園・緑地 2箇所 面積 約902㎡(公園550㎡ 緑地352㎡) 2. 地区施設道路 1号線 幅員9.90m、2号線 幅員6.90

都市計画決定 平成29年7月20日 建築条例施行 平成29年10月16日

※ この表中、「法」とあるのは、建築基準法を指します。

